

市有財産売却(土地・建物) 買受申込要領

随意契約

【久慈市川崎町第1地割66番49】
(住居表示：久慈市川崎町13番1号)

目次	参照ページ及び 参照番号
○売却物件の表示	…P1の1番
○申込者の資格	…P1の5番
○申込方法	…P1の6番
○契約の相手方の決定等	…P2の8番
○契約の締結	…P3の9番
○売買代金の支払い	…P4の11番
○所有権の移転等	…P4の12番

久慈市総務部財政課

1. 売却物件

物件の所在	種別	地目または構造	地積または床面積(m ²)	用途地域
久慈市川崎町第1地割66番49 (住居表示：久慈市川崎町13番1号)	土地	宅地	登記： 1,199.92	商業地域
	建物	物件調書のとおり	現況： 753.71	

※ 地目及び地積は、登記されているものです。

2. 最低売却価格

9,700,000円

3. 売却の方法

随意契約（先着順）

4. 売却条件

- (1) 当該売却物件の内容を十分に確認したものとします。
- (2) 売却物件は、現状有姿による引渡しとします。よって、申込にあたっては、現地説明もしくは他の方法で必ず現地の外観等を確認してください。
なお、現地確認の際は、違法駐車等により近隣に迷惑がかからないよう注意してください。

5. 申込者の資格

申込できる者は、下記の要件を満たす個人又は法人とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 市税等を滞納していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定されない者であること。
- (4) 指定された日までに売買代金の全額支払いが可能な者であること。
- (5) その他契約の相手方として不適当な行為をする者でないこと

6. 申込方法

申込しようとする者は、以下の書類を提出してください。

(1) 提出する書類

①買受申込書(様式1)【全員】

②納税証明書(滞納が無いことの証明)【全員】

…各市区町村発行のもので、発行後3ヶ月以内のもの。

税務署発行のものではありません。

③身分証明書【個人の場合のみ】 ※運転免許証等ではありません。

…各市区町村発行のもので、発行後3ヶ月以内のもの。

④履歴事項全部証明書【法人の場合のみ】

…法務局発行のもので、発行後3ヶ月以内のもの。

⑤申込者以外の者(代理人)が申込を行う場合

①～④のいずれかの書類のほかに申込者からの委任状(様式2)が必要となります。

(2) 提出方法

① 持参又は郵送にて提出してください。

② 持参する方は、平日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

③ 郵送する場合は、必ず一般書留又は簡易書留で郵送してください。なお、書類に不備がある場合は、受け付けできません。

(3) 提出場所

久慈市総務部財政課管財係

〒028-8030 岩手県久慈市川崎町1番1号 TEL:0194-52-2113(課直通)

7. 現地説明等

(1) 現状のままでの引渡しになりますので、物件の詳細について、分からないことや疑問がある場合は、事前にお問い合わせください。

(2) 受付の前に希望者には、現地で物件の説明を行いますので、お申し出ください。

また、現地説明を受けないで申し込む場合は、事前に現地の外観等を確認してください。

8. 契約の相手方の決定等

(1) 本件の売却は、先着順での受付、売却先の決定となります。

買受申込書を受け付けた場合は、以降申込の受付を停止します。受付た申込書の内容等を審査し、書類に不備等が無く、かつ売却先として適当と認められた場合には、申込者を買受人として、当該市有財産の売却を決定します。

複数の申込があった場合は、提出された全ての申込について書類の審査等を行います。結果、複数の申込者が売却先として適当と認められた場合、後日、見積合せを実施し、買受人を決定します。見積合せは市が指定した市が指定した日に実施するものとし、適切と認められたそれぞれの申込者から買受希望額を記載した見積書を提出いただき、見積書に記載された金額が最低売却価格以上で、かつ最も金額が高かった者を買受人として、売却を決定します。見積合せは1回とし、最高額が同額であった場合は、くじ引きにより買受人を決定します。なお、同額の者は全てくじを引かなければならず、くじを引かない者があるとき、くじ引きに立ち会わないときは、これに代わって見積合せ事務に関係のない久慈市職員にくじを引かせます。

申込書の審査結果、書類の不備や売却先として不適当であると認められた場合は、申込を却下し、適切な申込者がいない場合、申込の受付を再開します。

- (2) 売却を決定したときは、売払決定通知書、市有財産売買契約書、及び契約保証金の納入通知書をお渡しします。

9. 契約の締結

- (1) 買受人は、売払決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して7日以内に売買契約を締結していただきます。

- (2) 契約の締結にあたり、買受人は、契約締結前に契約金額の100分の5に相当する額（その額に1円未満の端数が生じたときは、それを切り上げた額）以上の契約保証金を納付していただきます。

また、契約保証金の全部又は一部を免除された場合を除き、契約保証金に代わる担保を提供しなければなりません。契約保証金の免除の理由が履行保証契約を結んだことによるものであるときは、当該履行保証保険契約に係る保険証券を寄託しなければなりません。

- (2) 契約保証金を納付する場合、久慈市が発行する「納入通知書」により指定金融機関で納付してください。
- (3) 契約保証金は申し出(様式3)により、売買代金に充当することができます。
- (4) 売買契約を締結した日の翌日から起算して、30日以内に売買代金が納入されなかった場合は、その売買契約を解除します。この場合、納入された契約保証金は、市に帰属し、返還されませんのでご注意ください。

10. 契約締結の注意事項

- (1) 売却の決定後、売買契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が、久慈市の指名停止などの措置を受けた場合、契約を締結しません。
- (2) 買受人は、この要領、契約書及び売却物件等について、不明を理由として異議を申し

立てることはできません。

- (3) 売買契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担となりますのでご承知おきください。

11. 売買代金の支払い

- (1) 買受人は、売買契約を締結した日の翌日から起算して、30日以内に売買代金を全額支払っていただきます。支払いは、本市が送付する納入通知書により指定金融機関で行ってください。
- (2) 契約保証金を売買代金の一部に充当することを希望する場合は、書面(様式3)により申し出てください。
- (3) 納入期限内に売買代金の支払いが行われなかった場合は契約を解除するものとします。この場合、契約保証金は、市に帰属し、返還されませんのでご注意ください。
- (4) 契約保証金を売買代金に充当しない場合は、書面(様式4)により契約保証金の返還請求をしてください。

12. 所有権の移転等

- (1) 売買代金が完納されたときに所有権が移転し、同時に土地、建物を引き渡すものとします。
- (2) 土地、建物の引き渡しは、現状有姿(建物内の動産、土地に付属する工作物一式を含む)のままで行います。
- (3) 土地の所有権移転登記は、売買代金納入後、登記に必要な書類等の提出後、市が行います。
- (4) 買受人は、土地の所有権移転登記の手続きに必要な書類等をご用意ください。
住民票の写し(個人)、履歴事項全部証明書(法人)の手数料、登録免許税額分の収入印紙代金と登記識別情報通知返信用切手代金は、買受人の負担となりますのでご承知おきください。

13. その他

- (1) 本要領に記載のある事項については、熟読し遵守してください。
- (2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 郵送の場合の郵便トラブルによる損害等については、久慈市は一切責任を持ちません。
- (4) 必要な書類等は、財政課において配布しているほか、久慈市ホームページからダウンロードしていただくこともできます。

※トップページ>行政情報>行財政>公売・公有財産>未利用建物及び土地をお売

- りします・お貸しします>先着順による市有施設及び市有地売り払いのご案内
- (5) 本要領に記載の無い事項等で新たにお知らせすべきことが生じた場合、久慈市ホームページにてお知らせしますので、随時確認をお願いします。
- (6) その他不明の点については、下記までお問い合わせください。

14. 問い合わせ先

〒028-8030

岩手県久慈市川崎町1番1号 久慈市総務部財政課管財係

電話 0194-52-2113 (課直通)